No. 26
43・3・1発行

# ふじ

**3行ガイド**

▷…春の火災予防運動が2月29日から3月13日まで行なわれています。
▷…寝る前の火の点検。タバコの投げ捨てと寝タバコの防止。
▷…プロパンの正しい使い方などに気をつけ、火災防止につとめてください。

## 市民交通傷害保険

### 3月21日から更新受付け

…万一に備えて加入しましょう…

### 保険料は一カ月30円

43年4月1日～3月31日

一カ月三十円、一年間三百六十円で市民の方ならだれでも加入できる「市民交通傷害保険」が三月三十一日で満一年になります。この保険制度は一年契約ですから、三月三十一日が契約終了日になっています。このため、市は三月二十一日から昭和四十三年度の加入受け付けを行ないます。万一に備えひとりでも多くの人が加入してほしいものです。

事故を起してからでは遅すぎます。万一に備え市民交通傷害保険に加入しましょう。

ますます多くなる交通事故。被害者はもちろん加害者をも一瞬にして不幸にする交通事故。わたしたちの日常生活は、交通事故の脅威にさらされています。

こうした恐しい交通事故に備えるためにつくられたのが〝市民交通傷害保険〟です。

この保険制度は、毎年四月一日から三月三十一日までの一年間が契約期間になっています。ですから、昨年の四月一日から加入したひとも、途中で加入した人も、契約終了日の三月三十一日までに手続きをしていただかなければ、四月一日から契約が切れてしまいます。

このため、市は三月二十一日から昭和四十三年度の、加入申し込みの受け付けをはじめます。現在加入している人は忘れずに手続きをしてください。

なお、申込用紙は三月五日から各家庭へ配布いたしますので、必要事項を記入してお近くの事務所（旧分館）または支所へお申し出ください。

ところで、昨年四月一日からこの保険に加入した人は二万一千百八十七人あります。加入者で不幸にも交通事故にあわれた方は七十一人もあり、給付額は三百七十五万五千円になりました。給付内容は、死亡（五十万円）が五件、六カ月以上（十万円）が二件、三カ月以上（五万円）が七件、一カ月以上（二万円）が二十九件、一週間以上（五千円）が二十三件、一週間未満（二千円）が五件となっています。

ところが、昨年一年間の市内の交通事故死傷者は、二千三百九十三件の事故で、死者五十人、負傷者一千六百九十九人もありました。ですから多くの人は、せつかくの市民の保険〝市民交通傷害保険〟をいかすことができませんでした。

まだ加入していない人も、万一に備え、市民みなさんがお互いに助け合う〝市民交通傷害保険〟にひとりでも多く加入してください。

もちろん保険が「スキ」という人はあまりないと思います。しかし、災難はいつ襲ってくるかわかりません。「あのとき保険に入っていれば…」という後悔を残さないため一日も早く加入手続きをしてください。

## 制度のあらまし

### 給付の対象は車両による事故

保険金の給付を受けられるのは、自動車、モーターバイク、自転車、荷車などの車両に乗っていたときの事故や、歩いていたとき車両のために負傷した場合です。汽車、飛行機、船による事故は対象になりません。

なお、無免許運転やよつぱらい運転などの事故は給付の対象からはずされます。しかし、無免許やよつぱらい運転の車に同乗していたときなどの事故には支払われます。

### 保険料は一年三百六十円

保険料（掛け金）は一カ月三十円、一年間で三百六十円です。ですから四月に加入すると三百六十円、五月に加入すると三百三十円、六月に加入すると三百円、十月に加入すると百八十円、十二月に加入すると百二十円となっています。

いつでも加入できますが、契約期間は毎年四月一日から三月三十一日までで、一年ごとに契約を更新します。

なお、契約期間中に他市町村に転出した場合でも、契約の期間中は有効です。

### 保険金の最高は死亡の五十万円

保険金は負傷の程度によつて支払われます。最高は死亡の場合の五十万円、六カ月以上の負傷の場合が十万円。三カ月以上六カ月未満の場合が五万円、一カ月以上三カ月未満の場合が二万円。一週間以上一カ月未満の場合が五千円。一週間未満の場合が二千円となっています。

### 請求には事故証明書が必要です

保険金を請求するには交通事故証明書（警察署発行）と医師の診断書が必要です。事故にあったときは、軽いケガでも必ず警察へ届けをしてください。

請求の用書は市役所本庁交通課、各事務所市民課窓口、各支所に備えてあります。

請求期間は一年以内です。一年以内に請求しないと権利がなくなりますので、事故にあったときは忘れずに手続きをしてください。

### 受け付けは本庁交通課各市民課、支所

申し込みの受け付けは本庁交通課、各事務所市民課窓口、各支所で三月二十一日から行ないます

手続きには、申込用紙（配布してあります）、保険料（一人分三百六十円）、印鑑が必要です。

## 市民の声

### 無線放送の回数を少なくして

（市内・一主婦）

毎日、きまつた時間に鳴り出す無線放送のチャイムですが、もうすこし回数を少なくしてはいただけませんか。

チャイムや〝臨時〟が鳴るたびに、やつと寝ついた子どもがおきてしまい、私たち主婦にとつては、台所、掃じ、洗濯…とほかのしごとができないので困つています。

チャイムに悩まされているのは、近くの赤ちやんのいる奥さんたち共通の悩みです。

どうか、無線放送の時間は、午前七時、七時三十分、正午、午後五時の四回にしてください。

× × ×

**お答え**

市では市政のできごとや災害などの緊急情報をより早くみなさんに知つていただくために、無線放送装置（現在は市民会館など五十八カ所に受信局があります）を取りつけ、スピーカーを通じて毎日お届けしています。

放送時間は、定時が午前七時、七時三十分、十時、正午、午後二時、五時の六回です。午前七時三十分と午後五時は、市からのおしらせの時間でほかの四回がチャイム（一回二十秒）を鳴らす時報となつています。

ご指摘の放送回数を少なくしてほしい、ということですが、実は、いまから十年前の開局当時（旧吉原市）放送時間は「なん時」がよいか、多くの市民の方々にお聞きしたところ、家庭の主婦は、午前十時にチャイムが鳴れば昼食の準備に都合がよい、また、野ら仕事に出る農家の方からは午前十時と午後二時に時報がほしい―など数多くの要望が出されました。

市としても、こうしたみなさんの要望をもとにして、一日六回の時間帯に編成しなおしました。

投書をされたお気持はよくわかりますが、この時報をたよりに仕事をされている多くの方のあることも、どうかご了解をしていただきたいと思います。

なお音量調整、スピーカーの向け方などで〝悩みごと〟が僅かでも解消できるかと思いますのでどこの受信局かおしらせください。（秘書課）

※投書は住所、氏名、連絡先をはつきりお書きください。

## 連絡車の利用を

市役所の執務体勢が二月一日から変わり、部、課をできるだけ一カ所に集めた体制になりました。そこで市は各事務所間の連絡を密接にするため「連絡車」を運行していますので、各事務所にご用のある方は利用してください。なお、この連絡車は一般の私用の方は利用できませんので注意してください。

※連絡車時刻表は次のとおりです。

（西回り）

| | 本庁発 | 吉原事務所発 | 富士事務所発 | 鷹岡事務所発 | 吉原事務所発 | 本庁着 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ① | 8.45 | 8.50 | 9.10 | 9.30 | 9.50 | 9.55 |
| ② | 10.20 | 10.25 | 10.45 | 11.05 | 11.25 | 11.30 |
| ③ | 13.00 | 13.05 | 13.25 | 13.45 | 14.05 | 14.10 |
| ④ | 14.30 | 14.35 | 14.55 | 15.15 | 15.35 | 15.40 |

（東回り）

| | 本庁発 | 吉原事務所発 | 鷹岡事務所発 | 富士事務所発 | 本庁着 |
|---|---|---|---|---|---|
| ① | 9.00 | 9.05 | 9.25 | 9.45 | 10.05 |
| ② | 10.30 | 10.35 | 10.55 | 11.15 | 11.25 |
| ③ | 13.20 | 13.25 | 13.45 | 14.05 | 14.25 |
| ④ | 14.50 | 14.55 | 15.15 | 15.35 | 15.55 |

## 水道検針員を募集

市は水道検針員の募集を次のように行なっています。

■職種と人員　委託検針員…五名
■検針地域　吉原地区
■申し込み期限　三月二十五日まで
■申し込み先　水道部業務課（今泉四三の一　吉原事務所内　電52―三一一一）
■その他
・年令、男女の別は問いませんが健康で熱意のある方を希望します
・希望者は履歴書をもつて水道部業務課へおいでください

## ステレオコンサート

…3月16日・文化センター…

■日時　三月十六日（昼）午後二時
（夜）午後六時
■場所　富士文化センターホール
■解説　六角良知（音楽評論家）
■プログラム
。ポピュラー・ヒット・パレード集
。ナット・キング・コール・シリーズ
。ロジャー・ウイリアム来日記念特集
。四季＝春　。運命　。新世界
■入場　無料です（入場には整理券が必要です。整理券は文化センター、吉原市民会館にあります）

■市民の動き＜男86,636／女84,112／計170,748 世帯数41,299／2月1日現在＞